

【Q5】現在でも、20歳になったとたんに様々なトラブルに遭う若者がいます。以下のようなトラブルが実際あることを知っていましたか？当てはまる箇所に○を付けてください。

トラブル事例	知っている	知らない
①エステの無料体験を受けたあと、全身痩身コースを勧められた。支払えないと断ったが、クレジットカードの契約をせかされた		
②無料相談の広告を見て美容医療クリニックに行ったら、即日施術され、高額な請求を受けた		
③先輩に誘われて投資の契約をした。3人誘えば元が取れると言われ100万円を借りたが、解約し、返金してほしい。		
④就職に役立つセミナーだとしてこく誘われて契約してしまった		
⑤儲かる情報を提供するというサイトで契約したら、数十万円の請求を受けた		

【Q6】現在は未成年者取消権があり、18歳・19歳は上記のようなトラブルにあっても、基本的には取り消すことが可能です。民法の改正により、2022年4月から成人になる年齢が18歳に引下げになると、18歳・19歳は取消しの対象外となります。18歳の高校生でもこんなトラブルに遭う可能性があることを

- 知っている
 あまり知らなかった
 全く知らなかった
 (ご自身・ご家族) が20歳になった時に被害にあったことがある

【Q7】情報提供や相談先について以下の団体・窓口を知っていますか。当てはまる箇所に○を付けてください。

被害を受けたときの相談先	知っている	相談したことがある	知らない
①消費生活支援センター（埼玉県の窓口）			
②地元市町村の消費生活センター			
③国民生活センター			
④消費者ホットライン「188」			

消費者被害の未然防止や、金銭的な消費者被害を回復するために活動している団体	知っている	情報提供したことがある	知らない
①適格消費者団体			
②特定適格消費者団体			
③埼玉消費者被害をなくす会			

「消費者トラブルを、なくす会まで情報提供お願いします」 TEL 048-844-8972

わかりにくい広告、消費者に不利なことが書かれている契約書や利用規約はありませんか？
なくす会まで情報提供お願いします（事業者名、何時ごろか、トラブルの概要）

